

の給与に関する法律（昭和二十一年法律第九十五号）に改める。

第三条 船舶運営会の船員の給与基準の設定及び船舶運営会の船員の給与基準に対する特別手当の支給に関する法律（昭和二十四年法律第百六号）

の一部を次のように改正する。

第一条中「政府職員の新給与実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）」を「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十二年法律第九十五号）」に改める。

第二条中「政府職員の新給与実施に関する法律（昭和二十三年法律第四十六号）」を「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十二年法律第九十五号）」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

○増田国務大臣

一般職の職員の給与に関する法律の制定施行に伴う關係法

に付する法律案の提案理由を

御説明申し上げます。

政府職員の新給与実施に関する法律

が去る三月三十一日失効いたしまし

て、それにかわる一般職の職員の給与

に関する法律が、去る四月一日新たに

制定施行されましたので、これに伴い

まして關係法律の規定の整理が必要と

なつたのであります。

政府職員の新給与実施に関する法律

すなわち裁判官の報酬等に関する法律

及び検察官の俸給等に関する法律に

おいては、その諸手当等の給与基準を

定めた条文中に、それへ、「政府職員

の新給与実施に関する法律による超過

勤務手当、休日給、夜勤手当は、これ

を支給しない」と規定しております。

太船運営会の船員の給与基準の設定

及び船運営会の役職員に対する特別

手当の支給に関する法律におきまして

は、「船舶運営会に雇用される船員の

給与基準は、政府職員の新給与実施に

関する法律に定める船員の給与との例に

準じて定めなければならない」と規定

されており、經濟安定本部設置法に

給与実施に関する法律（昭和二十二年

法律第四十六号）を「一般職の

職員の給与に関する法律（昭和二十二年

法律第九十五号）」に改め

る。

第五条 国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）

の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「政府職員の新給与実施に関する法律（昭和二十二年法律第四十六号）」を「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十二年法律第九十五号）」に改め

る。

規定と、第二条の手当額算定基準の第四項に「職員の俸給の月額及び扶養手

当の月額は、政府職員の新給与実施に

関する法律の定めるところによる。」と

いう規定どがあります。

以上申し述べましたところの各法律

中に引用せられておる「政府職員の新

給与に関する法律」という部分

は、それへこれを「一般職の職員の

給与に関する法律」と置きかえなければ

ならないものと思われますので、そ

の規定の整理をいたさんとするもので

あります。なお一般職の職員の給与に

給与に関する法律の施行があわせまして、こ

の法律も同じく四月一日から適用する

ように規定いたしました。

何とぞみやかに御審議の上、可決

いたされんことを希望いたします。

○星島委員長 これにて提案理由の説

明は終りました。引き続き質疑に移り

ます。松澤兼人君。

○松澤委員 ただいま御説明になります

した一般職の職員の給与に関する法律

の制定施行に伴う關係法律の整理に関

する法律案につきましては、大体にお

いて異議はないわけであります。これ

はいざれ討論もしくは採決の場合にお

いて、その意思が表示されると思うの

であります。しかし、開連いたしまして、前

のうちには、經濟安定本部総裁を、各

省各庁のうちには經濟安定本部を含む

ものとする。旨規定し、その左に掲

げる法令中に「政府職員の新給与実施に

関する法律」を掲げております。ま

た国家公務員に対する寒冷地手当及び

石炭手当の支給に関する法律には、そ

の第一條に「政府職員の新給与実施に

関する法律に規定する外、予算の範囲

内で寒冷地手当を支給する」という

職者とそうでないものとの間に開きがあるから、優遇する方法を考へれば

遇という意味ではなく、行政整理によ

る退職、すなわち二百六十三号の内容

いではないかというような話が前半

二百六十三号すなわち定員法に關連いたしまして、行政整理による退職者が

二百六十三号をもつて解散された場合に、それを対して遅延金を支給して、その後御調査

いたします。あるいはその同一の内容の退職金を支給してもらいたいということが、われの希望であるのだということ

を申し上げ、これに対しても官房長官は、同感である旨を答えられ、さらに

その上に、三月三十一日をもつて解散された公團があるのだが、それに対し

お問い合わせられたところ、それも行

政整理と同じ取扱いにしたいという御

答弁があつたのであります。多少あい

いに感じましたので、私が最後に、

速記録によりますと、それでは二百六

十四号が、自己の意思に基く自發的な

支給するかどうかという点を、さらに

お伺いいたしましたところ、それも行

政整理と同じ取扱いにしたいという御

答弁があつたのであります。多少あい

いに感じましたので、私が最後に、

速記録によりますと、それでは二百六

十四号が、自己の意思に基く自發的な

支給するかどうかという点を、さらに

お伺いいたしましたところ、それも行

政整理と同じ取扱いにしたいという御

答弁があつたのであります。多少あい

いに感じましたので、私が最後に、

速記録によりますと、それでは二百六

十四号が、自己の意思に基く自發的な

支給するかどうかという点を、さらに

お伺いいたしましたところ、それも行

政整理と同じ取扱いにしたいという御

答弁があつたのであります。多少あい

いに感じましたので、私が最後に、

速記録によりますと、それでは二百六

十四号が、自己の意思に基く自發的な

支給するかどうかという点を、さらに

職でない、退職せしめられる場合の懲

罰といふ意味ではなく、行政整理によ

る退職、すなわち二百六十三号の内容

による退職金の支給と、それから週及

び、この二つの点を増田官房長官に

質問し、かつお願いしておつたわけで

ありますが、官房長官はその後御調査

を始めとして、その上に成田君及び私

ら、いや問題はそうではなくして、政令

を出し申し上げましたところによ

ります。なほ一度重ねてこの点につ

いて御答弁願いたいと存ずるであります。

○増田国務大臣 松澤君にお答え申し

上げます。私が確かに内容を知らずし

て答えたのではないかというよう

御親切な御想像のもとに質問されまし

て、それに対し国家公務員と同様に

ございます。が、実は御想像通り、

去年の行政整理の、あの一年勤務した

者は一箇月半やる。あの特別のわくが

もうあのときの法令は、御承知の通り

失効いたしておなりまして、あの法令を

生かして来て、今度公團が廃止されま

るその職員に対して適用するというとこ

ろまで、私は実は考へて、認識を明瞭

に持つて、そうしてその前提に立つて、お答えしたのはなかつたのでし

て、その点は非常に私は恐縮に存じて

おります。

まず第一に三つあると思います。自

己の意思に基いて退職した者は、一年

について十五日分、それからそうでな

い分で、行政整理でやめる一般国家公

務員は二十五日ということがあります。

それから去年の九月三十日までに退職

した二十六万五千人の退職者に対し

て適用したあの政令はあるとき限りで

あります。それで、今日は政令としては存

していません。従つて私がお答えし

たのは、國家公務員並の扱いはしなくてはいかぬ。公平の原則から申しても、そういうことはいかぬ。こういふよろくな意味合いでお答えをしておりました。その点認識に不足があつた点はきわめて明瞭にこれは認めまして、恐縮の意を表わすのであります。ところで今度は問題をかえまして、しかばあの政令二百六十三号は失効しておるけれども、今度公團が廢止された結果、退職せざるを得なくなつた職員に対する処遇は、去年の九月三十日までにやめた人と同様にしてやるのが常識ではないか。また公平の原則にも合うのではないかといふようなお立場からの御質問に対しても、私はあらためてお答え申しますが、原則的に同意でございます。やはり公團が廢止されたということは、役所がなくなつたのと同じでして、去年の九月三十日までに行政整理の結果やめた人と似ておる。安本なり他の役所が、経済統制の縮小に伴つて相当整理されますけれども、まだ役所自体がなくつたというわけではないのです。國家公務員とは多少遭遇をかえてもいいのではないか。ことに松澤さんの御承知のごとく公團職員は、まだまる二年は勤めておりませぬ。というのは公團ができるからまだ三年たつていいからであります。でございまますから、できるならば去年制定されました、しかして現在は失効いたしておりますところの政令二百六十三号と同様なものを、関係方面においてもお認め願いたいというような意味で折衝はいたしております。ただそうするということを宣言するよろんな意味で、この際確約は申しかねますけれども、努力をいたしておりますということをもう

○松澤委員 そういう間に、そういう点があつたのではないかと思つて、最後に念を押します。多少私どももその当時質疑応答で、御了承願いたいと思います。ということに対する祝明は了承いたしました。多少私どももこの点はまことに残念であります。しかしただいま官房長官のお話では、公爵の退職は解散によるものであつて、それは行政整理と同じように取扱わなくてはならないし、そういう点から折衝しているといふお話は、私としましては非常に感謝しているわけであります。さらにそういう御努力をせひやつて、目的を完徹するようにならせていただきたいことと、それから承りますところによりますと、定員法の改正の問題などがまた問題になるようにならせておるのですが、これははたしてこの国会にお出しなるお考えあるのかどうかという点と、それからこの定員法の改正による退職者は、二百六十三号の内容による退職金の額になるのであるが、あるいは昨年と違つて二百六十四号の内容で支給されるのかという、二つの点の御見解を明らかにしていただきたいと思います。

様で退職になります者が、昨年は二百六十三号で本年は二百六十四号ということになると、そこでやはり公平の原則ということから言うと、不公平になりますが、それはどういうわけで本年は二百六十四号で、昨年は二百六十三号ということがありますか。

○増田国務大臣 これはそれだけ予算もつてございませんし、それから大幅な整理でもございませんから、そういたしたわけでございますが、将来大幅な整理とかいうような場合がかりにあるとすれば、そのときはやはり去年の九月三日までに退職した職員に対する処遇と同様の処遇をすべきものである、こう考えております。

○松澤委員 これはどう考えてみましても、大きいか小さいかということは量的な問題でしようが、退職せしめられる者から考えれば、結局去年と今年とではちつとも相違がないのであります。整理されたるという事実はまったく同一なんでありまして、この間に退職金の支給に相違があるということは、どうしても解せないのであります。整理の都合で定員が千九百五十名と今おつしやつたのでありますが、それがだけ減らすということであれば、それに対して優遇の道を開くことは当然であつて、その間に差別があるべきではないと思うのであります。予算がなければ予算をおとりになるという方法をとつて、昨年と同じ取り扱いにすべきであると私は考えております。

なおそれに関連いたしまして、先ほど申し上げました公團の退職金の問題も、それと同じじように二百六十三号の精神でもつて退職金を支給することが

○星島委員長 他に質疑はありませんか。——別に質疑もないようではありますから、本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

ただいまより本案につき、討論を省略してただちに採決を行います。本案を原案の通り可決するに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星島委員長 御異議なしと認めます。よつて本案に原案の通り可決いたしました。

この際本案に関する委員会報告書についてお諮りいたします。これは先例によりまして委員長に御一任願いたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星島委員長 御異議なしと認めます。よつて委員長に御一任願いたくものと決しました。

本日はこの程度にとどめ、次会は公報をもつてお知らせすることにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時九分散会

〔参考〕

一般職の職員の給与に関する法律の制定施行に伴う関係法律の整理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年五月一日印刷

昭和二十五年五月二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷所